

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から同年6月まで

国民年金制度発足当時、両親が私の国民年金の加入手続をしてくれた。両親は自分達の国民年金保険料と一緒に私の同保険料も納付していたはずである。私が厚生年金保険に加入した後、両親から国民年金手帳をもらった際、私の同保険料の納付は済んでいると言われたことを覚えている。

私の国民年金手帳に貼付していたA町（現在は、B市。）からの通知には国民年金保険料の未納分の金額の記載は空欄になっていることから未納があったとは信じられないので、納付したことを認めてほしい。

また、申立期間当時、私の部落には婦人会があり、婦人会の班長が自宅に集金に来た記憶がある。

なお、私が所持している国民年金手帳の生年月日は誤った記載になっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳には申立期間について検認印は無いが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の両親と連番で払い出されていることから、両親は申立人と一緒に国民年金保険料を納付する意思があったことがうかがわれる上、両親は申立期間を含め完納していることから、両親の納付意識は高く、申立期間について、申立人の同保険料のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は6か月と短期間であり、両親が納付したとする申立人の国民年金保険料は申立期間の直前である昭和36年4月から12月まですべて法定納期限内に納付されていることが申立人の所持している国民年金手帳の検認印から確認でき、申立人は同保険料を申立期間を除き完納している。

さらに、申立人から提出のあったA町発行の「国民年金手帳の保管について」の通知には、「国民年金被保険者の資格を喪失した月の前月分まで保険料の未納分の下記金額を至急厚生課国民年金係に納めてください。」との記載はあるが、未納分の金額の記載がないことから、申立期間の国民年金保険料は納付していたと考えることが自然である。

なお、申立人の所持している国民年金手帳及び社会保険事務所が保管する特殊台帳には、申立内容どおり生年月日の誤りが確認でき、また、厚生年金保険加入による申立期間の国民年金の資格喪失日の誤りも確認でき、A町において事務処理が適正に管理されていなかった可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から平成2年3月まで  
② 平成2年9月から6年3月まで  
③ 平成7年4月から8年3月まで  
④ 平成9年8月から10年3月まで

私が昭和32年10月ごろにA社B支社を退職した後すぐに、両親のどちらかが私の国民年金加入手続をC村役場でしたことを記憶している。

申立期間の①のうち、昭和59年7月から同年11月までについて、私たち夫婦は、D市E町に住んでおり、私の国民年金保険料は、家業を営んでいた<sup>しゅうと</sup>舅か、そこで働いていた事務員が納付していたと思う。夫の同保険料の納付については分からない。

申立期間の①のうち昭和59年12月から平成2年3月までの期間及び申立期間の②について、私は59年11月に夫と別居し、D市F町に住んでいたが、E町の夫の家へ行ったところ私のアパートへ行くように言われたという60歳くらいの男性が国民年金保険料の集金に毎月来ており、同保険料を納付していたことに間違いは無く、領収書も受け取っていた。別居後に離婚しているので旧姓でも調べてほしい。

申立期間の③について、私は当時まとまった額の現金があり、それを国民年金保険料に充て銀行で納付した。

申立期間の④について、私はD市G町に住み、前の住所のF町に集金に来ていた男性に国民年金保険料を支払い、前と同じ領収書を受け取っていた。

一生懸命納めてきた国民年金保険料が未納となっている期間について調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の③について、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成6年度分の国民年金保険料を平成8年3月18日に過年度納付により一括納付し、8年度分の同保険料を同年4月30日に一括前納していることが確認でき、8年度分の同保険料を一括前納した額よりも低額である7年度分の同保険料を納付していないのは不自然である上、申立人が「この時期にまとまった額の現金が手元にあった。」と述べていることから、6年度分を納付してから8年度分を納付するまでの間に7年度分を現年度一括納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間の①、②及び④の期間について、申立人は当該期間を継続して戸別徴収に来ていた同一人物に国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、D市は「平成13年まで市職員及び国民年金事業専任推進員による国民年金保険料の戸別徴収を行っていたが、市職員において一人の担当者が同一地区を10年に亘って担当することはなく、同推進員においては戸別徴収の実施が平成元年10月からである。」と回答しており、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人が集金人から受けた領収書について、申立人の息子の妻は「社会保険事務所へ領収書の束を持参し窓口の女性に渡した際、年金に関与しないものとみなされた。」と述べていることから、申立人が主張する集金人より受けた領収書は国民年金保険料以外の領収書であった可能性が高い。

申立期間の①のうち、昭和59年7月から同年11月までの期間について、申立人及び申立人の夫の国民年金保険料は、夫婦共に59年7月から長期に亘り未納となっており、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び同保険料の納付に関与していないため、その状況等は不明である。

申立期間の①のうち昭和59年12月から平成2年3月までの期間及び申立期間の②について、申立人は、この当時の国民年金保険料を旧姓で納付した可能性があるとして述べているが、社会保険庁のオンライン記録によれば、平成2年6月の離婚時に国民年金に係る氏名変更の手続をしていることが確認でき、氏名変更前の同保険料を氏名変更後に納付している記録もある上、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年5月に国民年金に加入してから平成9年に基礎年金番号が導入されるまで同一番号で管理されていることが確認できることから、当該手続における事務処理に不自然さはみられない。

申立期間の④について、申立人は、申立期間の④の直後から国民年金保険料が免除となっており、当該期間に申立人が同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月から 49 年 12 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

申立期間の①及び②の私の国民年金保険料については、母が加入手続きをし、同保険料の納付も母がしていたと確信している。

私の母は国民年金保険料を家計の別の方へ使う人ではなく、申立期間の①及び②が未納であるはずがないと思うので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の②について、この前後の期間の国民年金保険料は申立人の母が納付しており、申立期間の②以後の国民年金の加入期間に同保険料の未納は無く、加えて、申立期間の②及びその前後において生活に変化はみられないことから、申立期間の②の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間の①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 4 月ごろに払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の①の国民年金保険料は、時効となり納付することができない。

また、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の氏名を旧姓及び複数の読み方で検索しても、前述の国民年金手帳記号番号以外は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人自身は国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付に一切関与していないため、国民年金の加入手続き及び同保険料の納付状況の詳細は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の③のうち、昭和31年11月から32年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を31年11月1日に、資格喪失日に係る記録を32年6月1日に追記し、当該期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月2日から29年5月2日まで  
② 昭和29年5月10日から31年10月12日まで  
③ 昭和31年10月15日から32年7月10日まで  
④ 昭和32年9月2日から34年8月7日まで  
⑤ 昭和34年9月24日から36年9月5日まで  
⑥ 昭和36年10月11日から同年12月2日まで  
⑦ 昭和37年1月7日から38年4月まで  
⑧ 昭和39年5月から同年9月まで  
⑨ 昭和39年10月から40年3月まで  
⑩ 昭和40年3月21日から同年7月まで

私は次のとおり、申立期間の①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩のすべての期間について、C班に所属してD社の出張所や作業所で仕事をしてきたので、厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

申立期間の①についてはD社直営のE出張所に、申立期間の②についてはD社F建設所に、申立期間の③についてはD社G作業所に、申立期間の④についてはD社H作業所に、申立期間の⑤についてはD社I出張所に、申立期間の⑥についてはD社J出張所に、申立期間の⑦についてはD社K出張所に、申立期間の⑧についてはD社K出張所に、申立期間の⑨についてはD社L作業所に、申立期間の⑩についてはD社M出張所に勤務した。



### 第3 委員会の判断の理由

賃金支給明細書から判断すると、申立期間の③のうち昭和31年11月1日から32年5月31日までの期間について、申立人がA社B出張所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和31年11月から32年5月までの標準報酬月額については、申立人から提出された賃金支給明細書から、4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届を記録していなかったこととなり、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和31年11月から32年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主はこの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間の③のうち、昭和31年10月15日から同年10月31日までの期間及び32年6月1日から同年7月10日までの期間については、社会保険事務所が保管するA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても、申立人の氏名は無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない上、厚生年金保険料を事業主により控除されたことを確認できる賃金支給明細書等の資料も無い。

また、D社の人事担当部局は、申立期間の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る当時の雇用契約等について「当時、当社は現場係による直営施工体制をとっており、当社の現場係が労働者の募集、宿舍の管理、仕事の割振りを行っていたが、これらの労働者の方々については、当社作業所長との雇用契約であり、長期にわたる常用を前提とした契約でないことから、当社における社員であるとの認識はしていなかったため、国民健康保険には加入手続を行っていたものの、厚生年金保険については加入手続を行っていなかった。」と回答している。

さらに、申立期間の⑩について、申立人は昭和40年8月1日にD社N支店において厚生年金保険の被保険者となっていることから、40年1月から同年7月までの間に同事業所において厚生年金保険の被保険者となった94人の厚生年金保険被保険者原票を調べても、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無いことから、申立人が厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない上、厚生年金保険料を事業主により控除されたことを確認できる賃金支

給明細書等の資料は無い。

なお、社会保険庁のオンライン記録を調べても、申立人が主張する、申立期間の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩に係る申立事業所の名称と一致する厚生年金保険の適用事業所は無かったことから、いずれの申立事業所も厚生年金保険の適用事業所では無かったものと考えられる。

このほか、申立期間の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩において、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の③のうち昭和 31 年 10 月 15 日から同年 10 月 31 日までの期間及び 32 年 6 月 1 日から同年 7 月 10 日までの期間並びに申立期間の①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月20日から同年11月1日まで

私は、昭和37年3月から平成10年6月まで、A社に継続して勤務していたが、社会保険庁の記録では、昭和39年10月の1か月間が未加入期間になっている。申立期間当時、私の給与から厚生年金保険料が控除されており、1か月の未加入期間は申立事業所の事務手続のミスにより生じたものなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B支店に係る昭和39年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年6月1日まで

私は昭和27年4月1日にA社C支店に入社した。以来、支店、現場、本社に勤務し、60歳の定年を迎えることができた。入社以来、給料、賞与等とどこおりに受け取り、40数年間休むことなく出勤できたことは私の誇りである。しかるに、「ねんきん特別便」の年金記録表をみると、27年5月1日から同年6月1日までの期間が無い。同一会社でその前後は加入しており、同じ現場で働いていたのになぜなのかと思い、今回の申立てをした。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立人へ交付した人事記録台帳(組織歴)及び雇用保険の加入記録から申立人が申立事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和27年6月の記録から、4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から同年 12 月まで  
昭和 39 年 8 月ごろ、私は働くところがなかったので、A 町（現在は B 市）の実家で家の手伝いをしていた。  
私が男なので、母親が心配して、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を A 町役場で行っていたと思うが、母親は既に亡くなっており、詳しいことは分からないが、同居していた兄の同保険料は納付済みとなっているので、調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無い上、申立人は国民年金の加入手続及び同保険料の納付に関与していないため、それらの状況の詳細は不明である。

また、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人には国民年金に加入した記録が全く無く、また、C 社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、国民年金制度が発足した昭和 35 年から 48 年 12 月までに払い出された XXXX-000001 から XXXX-193200 までの国民年金手帳記号番号のうち、B 市の分について被保険者氏名を調査したところ、申立人の氏名を確認できなかったことから、申立人の母親は申立人の国民年金の加入手続を行わなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から 46 年 3 月まで

私は A 市に引っ越した時に国民年金に加入したものの、加入した当初の 5 年間は仕事が忙しく生活に追われ、A 市から何も言われなかったのも、そのまま何もせずに過ぎてしまった。その後、A 市役所の職員が何度も自分の職場を訪れて、加入手続もせっかく行ったのだから将来を考え国民年金保険料を納付するようにと勧められ、また、経済的事情で納付できない場合でも免除申請を行うことができるとの説明を受けたので、後日、私は市役所の窓口で職員に教えてもらいながら免除申請の書類を記入し提出したはずである。

国民年金保険料を納めるようにと、私の職場を訪れたのは A 市役所の職員だけでなく、「B 地域から来た」と名乗った人もおり、国民年金保険料の納付を督促する封書も、A 市からだけでなく、「B 地域」と書かれた書面により納付書を受け取ったこともあった。

申立期間について、私は免除の申請を行ったのだが、A 市役所での事務手続が不適切であったため、私の免除申請が社会保険事務所に提出されなかったのだろうと思われるので、調査してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出していたことを確認できる資料は無い。

また、申立人は申立期間直後の昭和 46 年度から 50 年度まで国民年金保険料の全額免除が認められており、申立期間とこの全額免除の期間において申立人の職業は変わっておらず、家計状況に変化はなかったものと考えられることから、申立人が申立期間に免除申請を行っていた場合、全額免除が認め

られたものと推測される。しかし、社会保険事務所が保管する申立人に係るマイクロフィルムの国民年金被保険者台帳によれば、申立期間について社会保険事務所から過年度納付の納付書が発行された形跡が見受けられ、このことは「A市からだけでなく、「B地域」と書かれた書面により納付書を受け取ったこともあった」とする申立人の記憶とも符合することから、申立期間について申立人は免除申請を行っておらず、当該年度の同保険料が未納であったため、社会保険事務所から過年度納付の納付書が発行されたものと考えられる。

さらに、申立人は申立期間の申立人の免除申請について、A市での事務手続きが適切に行われなかったため、申立人の申立期間の免除申請が社会保険事務所に提出されなかったのだらうと主張しているが、国民年金保険料の免除申請は免除を希望する者が毎年度申請手続を行うものであり、申立人に係る免除申請書が5年間連続してA市から社会保険事務所に提出されていなかったとは考えにくい。

加えて、申立人がA市に転入し国民年金の加入手続を行った時期は、申立人に係る住民票及び国民年金手帳記号番号の払出日より昭和40年11月ごろであることが確認できることから、申立内容で述べている「仕事が忙しく生活に追われA市から何も言われなかったのも、そのまま何もせずに過ぎてしまった国民年金加入当初の5年間」が申立期間であるとも考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から51年3月までの期間及び55年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から51年3月まで  
② 昭和55年4月から62年3月まで

申立期間の①について、私と母はA市役所に行き、母がどこからか聞いてきた国民年金保険料の特例納付について、母の知人で市選管勤務の方に相談し、紹介された徴収課の職員に私の国民年金保険料の納付額を計算してもらった。70万を超える金額だったので二回に分けて納付することとし、一回目は加入手続をしたその日に30何万円かを市役所の窓口で現金にて納め、二回目はその2か月後くらいに母から預かった約43万円の現金を一回目と同じ市役所の窓口で納めた。特例納付した記録が無いために無年金者となってしまっているのを調査してほしい。

申立期間の②については、母が家に集金に来ていた市職員に私の国民年金保険料を納めていたことを記憶しており、私自身、申請免除の手続をした記憶が無いので、未納及び申請免除の記録となっていることに納得できないので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を市役所の窓口で現金で納付したと主張しているが、A市は「当時、納付のための国庫金納付書に必要事項を記載して納付者に交付することはしていたが、国庫金を扱う金融機関は市役所内には無く、市において収納することも、代理で預かるということもなかった。」と回答していることから、申立人が当該市役所にて特例納付したとは考え難い。

申立期間の②について、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の手続

及び納付を申立人の母がしていたと主張しており、申立人自身は申立期間に係る同保険料の手續及び納付に一切関与していないため、申立期間当時の手續及び納付状況の詳細が不明である上、当該期間において同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の母が倒れるきっかけとなった土地の登記に係る問題において「200 坪の土地が他人名義になるなど、資産が無くなった。」と述べており、国民年金保険料の免除の申請をした可能性は否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年11月まで

私は、昭和46年9月に結婚するため、会社を同年8月に退職し雇用保険や脱退手当金をもらい生活をしていたが、子供ができ老後のことを考えて、48年12月13日に第二子の母子検診の日に自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入期間となっているのは納得がいかないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月13日の母子検診の日に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間は申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため任意加入期間となり、また、社会保険庁の記録により国民年金の資格取得は50年12月19日であることが確認できることから、資格取得日より以前の期間である申立期間の国民年金保険料はさかのぼって納付することができない。

さらに、A社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和48年6月から50年11月までの間に申立人の氏名を確認できないことから、この期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の同保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 8 月まで

私の国民年金保険料の納付状況を A 社会保険事務所に照会したところ、申立期間に係る同保険料が未納となっていることが分かった。

申立期間に係る国民年金保険料については、昭和 36 年 4 月から同年 11 月までは私が、36 年 12 月から 37 年 8 月までは私の父が納税組合を通じて 3 か月分の同保険料をまとめて納付していたはずであり、未納となっていることには納得ができないので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している年金手帳の昭和 36 年度及び 37 年度に係る国民年金印紙検認台紙の切り取り線の箇所に割印が押印されていることは国民年金保険料を納付したことを示すものであり、国民年金印紙検認記録に同保険料を納付したことを示す検認印がないのはおかしいと主張しているが、当該割印は年金手帳から印紙検認台紙を切り離す際に押すこととされており、通常の事務処理手続の一環として行われていたものであり、同保険料を納付したことを示すものではない。

また、B 町では、申立期間当時、年金手帳は役場で保管しており、国民年金保険料の納付を確認した場合、年金手帳の印紙検認記録に検認印を押すこととしていたが、申立人の年金手帳を見ると、申立期間については検認印が押されていないことから、申立人が申立期間に係る同保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、B 町が保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿を調べたところ、申立期間については納付年月日のゴム印が押されておらず、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付した事実は確認できない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号の前後で昭和 36 年度から 38 年度に国民年金保険料の未納や申請免除がある者 7 名について、社会保険庁のオンライン記録及び B 町が保管している国民年金被保険者名簿を突合したところ、オンライン記録で納付となっている箇所には納付年月日の入ったゴム印が押されているほか、未納となっている箇所は空欄、申請免除となっている箇所には申請免除と記されていることが確認できることから、同町の事務処理が適正に行われていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 4 月から 20 年 6 月まで  
② 昭和 20 年 9 月から同年 12 月まで

父は、名称の変遷はあるもののA社B事業所に昭和 17 年 4 月から 23 年 3 月までは坑内員、同年 4 月から 28 年 3 月までは事務員として勤務した。勤務期間のうち申立期間の①及び②の期間が厚生年金保険の加入期間となっていないので、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社B事業所に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管するA社C事業所(社会保険庁の記録では、A社C事業所という。以下、同じ)に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和 20 年 7 月 25 日、資格喪失日が同年 9 月 25 日であることが確認でき、その後、再度資格取得したのが 21 年 1 月 28 日、資格喪失したのが 26 年 5 月 11 日であることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により氏名の複数の読み仮名で調査をしても前述の記録以外に申立人のものとうかがわれる記録は見当たらない。

また、申立期間の①及び②について、申立人が厚生年金保険に加入していたA社C事業所のほかに、申立人が勤務していたと主張している同社の関連会社と思われる事業所のうち、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険が適用されていたことが確認できるD社及びE社に係る厚生年金保険被保険者記録を調べても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間の①及び②に係る雇用保険及びF健康保険組合

の加入記録は確認できない上、A社C事業所での同僚と思われる者へ聴取しても申立人の勤務の実態は確認できなかった。

なお、申立人が申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年から 43 年まで  
② 昭和 51 年から 52 年まで

私は、申立期間の①については、A社B支店で1年間働いた。営業で積立金の募集をしていた。主任の名前を覚えているし、その人に聞けば当時の支店長の名前も分かる。入社したとき年金手帳を持っていなかったため、事務員に「新しい番号で作る。」と言われた記憶がある。

また、申立期間の②については、C社D支社で昭和51年から52年ごろ働いた。働いて1か月しないうちに試験を受けて外交員になった。同僚の名前で覚えている人はいない。

A社とC社はともに日本を代表する会社であり、申立期間の①及び②について、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、同僚の証言から申立人がA社B支店に販売員として勤務していたと推測できるものの、社会保険事務所が保管する当時同支店における厚生年金保険の被保険者が加入していたA社E支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても、氏名、生年月日から申立人のものとうかがわれる記録は無く、また、A社本社が保有している従業員名簿にも、申立人の氏名は無い。加えて、A社B支店の複数の同僚は、申立期間の①の当時、「A社で社会保険（厚生年金保険）に加入していたのは内勤の者で、販売員（セールス）は加入していなかった。」と述べている。

申立期間の②について、C社D支社（現在のF社D支社）が保有している昭和49年1月から57年8月までの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届を調べても、申立人の氏名は無く、また、社会保険事務所が



保管している同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べても、氏名、生年月日から申立人のものとうかがわれる記録は無かった。加えて、申立期間の②の当時、C社D支社において、厚生年金保険の被保険者資格を有する者6名に対してアンケート調査を実施したが、申立人を知っている者はいなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から同年 12 月 20 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 13 日から同年 5 月 1 日まで

被保険者記録照会回答票に記載されている厚生年金保険の加入期間は、A社B工場では昭和 37 年 12 月 20 日から 38 年 2 月 9 日まで、C社では 38 年 5 月 1 日から同年 6 月 21 日までとなっており、私が勤務していたときに手帳に記録していた期間と違うので調べてほしい。

勤務していた際と同僚として記憶しているのはDさんだが、現在どこに住んでいるのか分からない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、社会保険事務所が保管しているA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

また、申立期間の①について、A社B工場において勤務していたと考えられる複数の同僚に対し調査を実施したところ、申立期間の①の前にE社に勤務し申立人と同日の昭和 37 年 7 月 21 日に同社において被保険者資格を喪失し、申立人と同日の 37 年 12 月 20 日にA社B工場において同資格を取得している同僚は、「E社を退社してから概ね 1 か月後に公共職業安定所を通してA社B工場に勤務し、厚生年金保険へ加入した時期はA社に入社して 3 か月後であった」と回答している。

申立期間の②について、社会保険事務所が保管しているC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険証の整理番号にも欠番は無い。

また、申立期間の②について、C社において勤務していたと考えられる複

数の同僚に対し調査を実施したところ、A社B工場における厚生年金保険の被保険者期間が申立人と同一で、C社において申立人と同日の昭和38年5月1日に被保険者資格を取得している同僚は、「自身がC社において厚生年金保険に加入した時期は入社して3か月後であった」と回答している。

なお、申立人が申立期間の①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 11 日から 56 年 6 月 1 日まで

私は、A社に、昭和 54 年 3 月 11 日から 56 年 5 月 31 日まで勤務し、電子部品の販売及び配達、電化製品の設置等を行っていた。申立期間当時は、社長と奥さんと事務員 1 人、同僚 1 人で自分を含めて 5 人で仕事をしていた。

申立事業所の現在の事業主に電話で確認したところ、「たぶん厚生年金保険に加入していた。」という話だったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べたところ、申立期間について、申立人の氏名は無く、健康保険の番号に欠番も無いことから、厚生年金保険の被保険者となった形跡は見当たらない上、申立期間において雇用保険の加入記録も確認できなかった。

また、申立事業所に対し、申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、現在の事業主は「申立人の名前は聞いたことがあり、当社で勤務していた方だと思われるが、申立人が勤務していたことを確認できる資料等は、保存期間 7 年を過ぎており、廃棄しているため確認できない。また、申立人から直接問い合わせのあった、厚生年金保険の加入については、一般論として答えたものであり、申立人を特定して答えたものではない。」と述べていることから、申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる有効な証言は得られなかった。

さらに、同僚等に対する照会については、申立書に記載のある同僚は既に

死亡しており、また、一緒に働いていたと思われる同僚に対して照会文書を送付したものの、回答がなかったことから、確認はできなかった。

なお、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、ほかに申立期間の同保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間①（昭和41年8月20日から48年6月1日までの期間）について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、申立期間②（昭和45年8月から48年6月1日までの期間）について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年8月20日から48年6月1日まで（A社）  
② 昭和45年8月から48年6月1日まで（B社）

A社とB社の間に厚生年金保険の未加入期間が生じているが、いずれかの会社で厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社について、同社は、商業登記簿謄本によれば、昭和37年8月1日に会社が成立し、41年10月25日に解散しており、このことは、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった41年10月26日とも符合している。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る事業所別被保険者名簿によれば、全喪後の昭和41年12月5日付けで、申立人を含む多数の者の資格喪失日が同年10月26日から同年8月20日にさかのぼって訂正されており、当該喪失処理を行う合理的な理由は見当たらない。

しかし、申立人は、資格喪失日の訂正に自らが関与したか「不明」と回答しているものの、同社の商業登記簿謄本によれば、昭和41年5月21日に代表取締役役に就任し、同社解散後の同年10月26日に代表清算人に就任していることが確認できる。

また、管轄の社会保険事務局に文書で照会したところ「申立期間に係る関

係資料は保管しておらず、その他の参考となる情報もない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が自らの資格喪失日に係る記録訂正処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、B社について、同社は、昭和42年5月15日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、41年8月から42年5月14日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和42年5月15日から48年5月31日までの期間については、社会保険事務所が保管するB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を調べても、申立人の氏名は無い上、社会保険庁のオンラインシステムで申立人の氏名を検索しても申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 41 年 8 月に、地方公務員法第 22 条の職員として採用され、A 県 B 部 C 課に勤務し、42 年 3 月末まで常勤として 1 日 8 時間勤務した。

申立期間について、B 部 C 課に勤務していたことは事実なので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A 県 B 部 C 課の当時の申立人の上司及び関係者の証言によると、申立人が同課に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び事業所整理記号払出票から、同課は厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。また、D 労働局に照会したが、申立期間について、同課は雇用保険の適用事業所となっていないことから、申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い。

さらに、現在の A 県 E 部 F 課に対する調査では、申立期間当時の厚生年金保険料控除を確認できる給与台帳等の資料は無いとの回答であった。

加えて、当時の A 県 B 部内で厚生年金保険の適用事業所であった課に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べてみても、申立期間に被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 2 日から 32 年 3 月 6 日まで

社会保険事務所で私の年金記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているので年金額の計算には算入されない、との回答を受けた。

私は脱退手当金の裁定請求の手續や支給を受けた覚えは無く、申立期間に納めた厚生年金保険料が年金記録に反映されていないことは納得できないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることが記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 32 年 4 月 30 日に支給が決定されているなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

また、申立てに係る事業所において、申立人と同時期に退職し脱退手当金の受給記録が存在する者は、会社から一時金の説明があり、当時は退職時に一時金をもらうことは普通であったと供述しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求があったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受領した覚えがないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 3 月 21 日まで

A社に勤務した期間について厚生年金保険被保険者期間照会申出書を提出したところ、厚生年金保険加入期間が、昭和 31 年 5 月 12 日から 32 年 3 月 1 日までと、34 年 3 月 21 日から 35 年 2 月 23 日までの被保険者期間に分かれている旨の回答を得た。

申立期間についても、A社に同じ勤務条件で継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

同僚にBさん、Cさんがいた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調べると、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日が昭和 31 年 5 月 12 日、資格喪失日が 32 年 3 月 1 日であることが確認でき、その後、再度資格取得したのが 34 年 3 月 21 日、資格喪失したのが 35 年 2 月 23 日であることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により氏名の複数の読み仮名で調査をしても前述の記録以外に申立人のものとうかがわれる記録は見当たらない。

また、A社で当時一緒に勤務していた同僚に勤務状況を聴取したところ、「申立人は結核で仕事を 1 年以上休んでおり、再度仕事に就いた。」との証言があり、このことについて申立人に確認したところ、「結核で入院しており、1 年間休職していた期間があった。」と述べていることから、継続して勤務していた可能性は低いと推認される。

さらに、A社は、登記簿謄本によると平成 13 年に破産廃止していることから、申立人の勤務の実態は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。